

「西浦田楽」の演目映像デジタルアーカイブ化に向けた検討
～演目に関する複数年代の文献調査から見える課題～
**Investigation of Video-based Digital Archive for the Program of
“Nishiure Dengaku”**
～Challenges Visible from the Literature Survey of the Three
Periods about the Program～

彦坂 和里^{*1} 杉山 岳弘^{*2}

Airi HIKOSAKA^{*1} Takahiro SUGIYAMA^{*2}

静岡大学 創造科学技術大学院／目白大学，東京都新宿区中落合 4-31-1^{*1}

静岡大学，静岡県浜松市中区城北 3-5-1^{*2}

Mejiro University, 4-31-1, Nakaochiai, Shinjukuku, Tokyo ^{*1}

Shizuoka University, 3-5-1, Johoku, Nakaku, Hamamatsu, Shizuoka ^{*1,2}

概要：本研究では、国指定重要無形民俗文化財「西浦の田楽」を保存し継承を支援することを目的とする。そのために、祭り関係者が代々継承してきた「教え」（継承される知識全般）を、映像デジタルアーカイブ化することを目指し研究を進めてきている。本稿では、手始めに演目の映像デジタルアーカイブ化に向けて行った文献調査について述べる。昭和初期、昭和中頃、平成初期に行われた先行研究から演目に関する「教え」を抽出し整理した途中結果や課題点について報告する。

Abstract: “Nishiure Dengaku” is an important intangible folk cultural asset. The objective of this study is to establish the video-based digital archive of the “Oshie” which is the knowledge included devotion inherited from the predecessor. In this paper, we describe the literature survey carried out for digital image archiving of the program. We report on the intermediate result and the problem which extracted and organized “Oshie” about the program from previous research carried out in 1930s(early Showa era), 1960s(mid Showa era), 1990s(early Heisei era).

キーワード：西浦田楽，民俗芸能，デジタルアーカイブ，文献調査

Keywords: Nishiure Dengaku, folk performing arts, digital archive, literature survey

1. はじめに

本研究は国指定重要無形民俗文化財「西浦の田楽」を研究対象とする。西浦田楽とは、静岡県浜松市天竜区水窪町の西浦地区で約 1300 年もの間継承されている民俗芸能である。毎年旧暦 1 月 18 日の月の出から翌 19 日の日の出にかけて全 47 演目（旧暦で閏年にあたらないうちは 46 演目）を西浦観音堂で奉納する祭事およびそれに関連する年中行事を指す。

この田楽では、別当（西浦田楽の祭主）および能衆（西浦田楽で舞い手等を行う者）を担う各家での口伝による世襲により、日本中世の舞の姿をほぼ変えずに

継承している。その文化的価値は非常に貴重で、今後も継承していくべき地域文化である。しかし、地域の過疎化や少子高齢化により、過去には 24 戸あった能衆家は現在 15 戸まで減り、失伝の危機にある。

本研究では、西浦田楽で継承される「教え」（別当や能衆が世代間で継承する知識全般）を正確に記録し、継承を支援することを目的とし、西浦田楽の映像デジタルアーカイブを構築することを目指している。そのために、これまで映像デジタルアーカイブの構想を検討し、演目の簡易アーカイブの作成、平成 28 年度の西浦田楽の動画撮影を行ってきた[1]。

本稿では次の段階として、まずは奉納される演目に着目し、演目映像デジタルアーカイブの構築を目指す。西浦田楽は口伝での継承であることから、演目に関する「教え」の収集にあたっては、その時代を生きる能衆らの記憶が一次資料となる。だが、年代によっては当時の能衆がすでに亡くなっていて一次資料が失われており、過去の能衆が持っていた演目に関する「教え」を収集するためには、その当時発表された文献に頼るほかない。

しかし、文献調査を進める中で、文献間で記述に差異があることがわかった。差異は時代の変遷により生じたと思われる変化や、当時の能衆のミス、著者の思い違い、文献執筆の記述ミス等といった可能性があるが、一次資料が失われた年代については、情報の正誤や情報の変容の過程を明らかにすることができない。

この問題に対して、本稿では昭和初期、昭和中期、平成初期に西浦田楽の調査が行われた3つの文献を比較してどのような差異があるかを整理し、各文献の正誤等を現在の能衆への聞き取り調査を通して確かめる。そして、文献調査および聞き取り調査から見えてきた、映像デジタルアーカイブを構築する上での課題点と考察を述べる。

2. 西浦田楽および映像デジタルアーカイブの概要

本研究で対象とする西浦田楽の概要、および本研究が目指す映像デジタルアーカイブの構想について述べる。

2.1. 西浦田楽について

西浦田楽は全部で47演目あり、2種類に大別される(表1,2)。「地能」は33演目が該当し、継承する能衆や奉納順が決まっている。「はね能」は12演目が該当し、担当する能衆が決まっていない。「高砂」、「しんたい」、「梅花」、「辨慶」以外は年によって奉納順が異なり、「閨舞」は旧暦で閏年にあたる年のみ奉納される。残りの2演目は「番外」とされ、「タイハイ」と「しずめ」が該当する。

2.2. 西浦田楽映像デジタルアーカイブの構想

本研究で構築を目指す「教え」の映像デジタルアーカイブの構想について述べる。映像デジタルアーカイブのイメージを図1に示す。単に当代の別当・能衆のある年の情報をアーカイブ化するだけでなく、同じ別当・能衆の別の年の時点での情報や別の代の情報も記録・参照できるようにする[1]。

これにより、別当や能衆にとっては継承時の参考資料とすることができる。また、民俗学や舞踊学の研究者

表1 地能33演目[1]

No.	演目名	No.	演目名
1	庭ならし	18	よなぞう
2	御子舞	19	鳥追い
3	地固め	20	殿舞
4	地固めもどき	21	早乙女
5	劔	22	山家早乙女
6	劔もどき	23	種おり
7	高足	24	桑とり
8	高足もどき	25	糸引き
9	猿の舞	26	餅つき
10	ほた引	27	君の舞
11	舟渡し	28	田楽舞
12	鶴の舞	29	佛の舞
13	出体童子	30	治部の手
14	麦つき	31	のた様
15	田打ち	32	翁
16	水口	33	三番叟
17	種まき		

表2 はね能12演目(平成29年度の奉納順)

No.	演目名	No.	演目名
1	高砂	7	さお姫
2	しんたい	8	惺々
3	梅花	9	屋島
4	山姥	10	野々宮
5	観音の御法楽	11	辨慶
6	鞍馬天狗	-	閨舞(閏年でないため奉納なし)

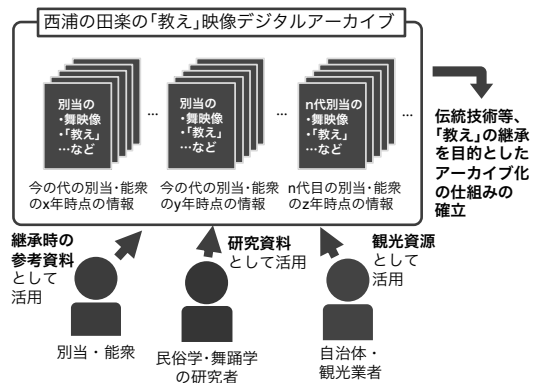


図1 「教え」の映像デジタルアーカイブのイメージ[1]

には研究資料になるほか、自治体や観光業者がアーカイブ内の情報を観光資源として活用できると考える。さらに、このアーカイブ化の仕組みは民俗芸能だけでなく、先代から次の代へと継承を行う伝統技術等の分野のアーカイブ化の仕組みを確立することにつながると思う[1]。

2.3. 演目映像デジタルアーカイブの構想

本研究で目指す映像デジタルアーカイブの構築に向けて、まずは演目に着目する。演目を映像デジタルアーカイブにまとめるにあたり、各演目の流れに沿って各年代の「教え」を確認できるとよいと考える。そのために、演目の所作の分節をベースに、その所作に関する情報や演目全体に関する情報、その所作の部分に関する映像を年代ごとに比較しながら参照できるようにする。

3. 文献調査の実施

このような演目の映像デジタルアーカイブを構築するために、これまでに演目に関するテキストベースの簡易アーカイブを作成した[1]。この簡易アーカイブを発展させるために、さらに文献調査を実施する。

3.1. 西浦田楽に関する研究系譜

西浦田楽に関する研究は、昭和初期より行われるようになった(表3)。1927年に早川が初めて西浦の地に訪れて別当家で詞章の調査を実施し[2]、翌年1928年に実際の祭りを見学し、1930年に『「花祭」後編』に収録された「西浦田楽」[3]にてその様子を発表した。その早川の調査に同行した折口信夫がそのときの感想を「翁の発生」[4]にて発表したほか、日本青年館における第5回「郷土民謡大会」にて西浦田楽を披露させたことをきっかけに、多くの民俗学者が調査に入るようになったとされる[5]。

3.2. 演目に関する複数年代の文献調査の実施

西浦田楽に関するさまざまな先行研究のうち、文献を入手することができた5つの文献(表4)より、演目の「教え」に関する記述を抽出し表計算ソフト上に整理する。この抽出し整理する過程で、それぞれの文献間において、書かれている内容に差異が見られた。

そこで、文献間の差異として具体的にどのような点があるのかを確かめるため、昭和初期、昭和中頃、平成初期の3つの年代に行われた先行研究を比較する。具体的には、早川(1972)[3](元となる『「花祭」後編』は1930年発表であるため、以後は意図的に「早川(1930)」と表記する。)、山路(1964)[7]、吉川(2012)[5]の3つの文献より抽出した情報を比較する。早川(1930)は西浦田楽研究の走りであるため、山路(1964)は各能衆家に伝わる謡本の内容を現代語訳とともに記載するなど演目に関して詳細に記述されているため、吉川(2012)は1994年の調査結果をベースにまとめたものであり、比較的現在に近い研究であるため、それぞれ用いることとした。なお、3つの文献の間において

表3 西浦田楽に関する主な研究系譜・出来事

年	主な出来事(吉川(2012)[5]の記述より整理)
1927	早川、別当家での詞章を調査
1928	早川と折口、西浦田楽を見学 折口、「翁の発生」[4]発表
1929	早川、「西浦田楽に於ける翁詞章」[2]発表
1930	早川、「西浦田楽」[3]発表 第5回「郷土民謡大会」にて西浦田楽披露
1954	新井、「西浦の田楽-静岡県周智郡水窪町-」[6]発表
1964	山路、「遠州西浦の田楽-民俗芸能資料」 [7]発表
1970	須藤、『西浦のまつり』[8]を発表
1976	「西浦の田楽」が第1回の重要無形民俗文化財の指定を受ける
2012	吉川、『西浦田楽の民俗文化論』[5]を発表

表4 文献調査に用いた文献一覧

文献	研究時期	別当の代
早川(1972)[3]	昭和初期	英郷別当
新井(1954)[6]	昭和中頃	英郷別当
水窪町教育委員会(1958)[9]	昭和中頃	英郷別当
山路(1964)[7]	昭和中頃	英郷別当
吉川(2012)[5]	平成初期	虎男別当、 八郎別当

別当の代が異なっており、早川(1930)と山路(1964)は現在の八郎別当より2代前の英郷別当、吉川(2012)は1代前の虎男別当、および八郎別当の時代の調査がまとめられているものである。

文献の内容の比較方法は、演目ごとに文献の記述を抽出した結果を読み比べ、筆者の主観により異なると思われる点をまとめる。

文献の比較の結果、全47演目中28演目について文献間で異なる記述が見られた。差異のあった演目のうち、紙面の都合上4演目についてのみ表5(本稿の最後に記載)に示す。差異が見られた点は、大きく分けて以下の4種類に分けられる。

(1) 衣装・道具に関する違い

たとえば、地能「御子舞」の記述について、早川(1930)では鈴は腰に差すとの記述があるが、山路(1964)では手に持って出るとある。現在の御子舞においても手に持って出ている。

(2) 所作の行い方に関する違い

地能「水口」を例に挙げる。「水口」は、禰宜役と盗人役で行う演目である。盗人役が太鼓のリズムに合

わせて太鼓に座る禰宜役に接近し、禰宜役が身につける物を盗んでは返すというのを何度か繰り返したのち、最後にゴザオリを盗んで去るというものである。山路(1964)では盗人役が計 12 回禰宜役へ近づくとあり、さらに盗む物の順番は、水干(上布)、烏帽子、ゴザオリ(御幣)となっている。一方で、吉川(2012)では計 7 回接近し、烏帽子、水干、ゴザオリの順で盗むとある。現在は吉川(2012)の記述と同様である。

(3) 順番・タイミングに関する違い

たとえば、地能「君の舞」において、腰掛けを置くタイミングについて、早川(1930)ではさら役 2 人の舞が終わってから置く点とあるが、山路(1964)では演目の開始前に置くように読み取れる。現在は山路(1964)の記述と同様である。

(4) 記述などの違い

その他記述の違いに関する例として、西浦田楽において最も神聖で重要な演目の一つである「しずめ」について、山路(1964)と吉川(2012)では解説が書かれているが、早川(1930)では解説自体が書かれていない点がある。

このような差異が見られる原因として、主に以下の 2 点があると考えられる。

【時代による変化】

西浦田楽は能衆らが厳格にそのしきたりを守り続けている。しかし、継承する過程で先代の急死等により「教え」を完全に伝えきる前に代替わりが生じたり、火難水難などにより家に残る古い文献が消失してしまったりする等、時代の変化によってやむなく変化が生じた可能性は否定できない。

【著者の思い違い、執筆時の誤植・省略】

著者によって調査にかけた時間はバラバラである。1 回しか観察していない場合や、複数年にわたり調査を行ったという場合もある。観察のみを重点的に行い能衆らへの聞き取りを深く行っていない場合もあるだろう。また、執筆する際にその調査結果を紙面の都合で省略して記述していたり、記述ミスをしていたりする可能性がある。そのほか、病気や身内の不幸等によりちょうど著者が観察した年だけ担当する能衆が異なったり、能衆が所作を間違えて行ったりしていた可能性も捨てきれない。

3.3. 能衆への聞き取り調査の実施

西浦田楽は口伝での継承である。能衆らが自発的に日記などに記録をつけて後世へ「教え」を残すこともあるが、そうした文献も能衆らの頭の中にある記憶が一次資料となる。そのため、過去の文献の記述が正確であるかを確かめるためには、現在の能衆に聞き取り調査を実施するほかない。



図 2 聞き取り調査時の様子

そこで、文献調査に用いた 3 つの文献に書かれている内容の正確さを確かめるため、西浦田楽保存会の会長への聞き取り調査を行った(図 2)。調査概要は以下のとおりである。

調査対象: 守屋治次氏(西浦田楽保存会・会長)

日時: 2019 年 2 月 3 日(日) 11:00~13:00

場所: 足神神社 社務所

方法: 質問項目をまとめた資料をもとに、文献に書かれている内容が正しいかどうかを質問する。

なお、守屋氏は能衆家の中でも「上組能頭」と呼ばれる役職を担当する家の者で、22 歳のときから 50 年以上にわたり能衆を務めている。質問項目については、差異があると筆者が判断した 28 演目のうち、今回の調査では時間の都合により 17 演目に絞って質問した。

守屋氏への聞き取り調査の結果のうち、3.2 節にて述べた 4 演目について表 5 の「回答」欄に示す。以下に差異の種類ごとに結果をまとめる。

(1) 衣装・道具に関する違い

「御子舞」に関する回答について述べる。この演目は上組能頭含め 3 人の能衆らが交代しながら舞う演目である。現在は楽堂(囃子や謡いを担当する能衆らが座す場所)に鈴を置いておき、後半のシン舞と呼ばれる部分に入ったら鈴を楽堂から持ち出して舞っている。早川(1930)に記述がある「鈴を腰に差す」という点については、正誤不明であるとの回答であった。ただし、鈴を腰に差しておいて舞うというのは、舞う側にとって楽堂に鈴を取りに行く必要がなく合理的なことであるため、かつてはそうしていた可能性は高いとの見解であった。

また、山路(1964)にあった「幕屋(能衆らが待機する小屋)から出る」という点について、御子舞が始まる前は楽堂に待機しており、そこから演目が始まるため、「楽堂から出る」の誤りであるとの指摘があった。

(2) 所作の行い方に関する違い

「水口」に関する回答について述べる。この演目は守屋氏が担当している演目ではなく、担当する能衆が

奉納する様子を見たときの記憶に基づく回答である。西浦田楽は修験道の影響により、周る、反問を踏むといった所作を行う回数はいずれも奇数回(3,5,7 回)とすることが決まりとなっている。そのため、盗人役が近づく回数も7回が正確な数であり、近づく際の歩数も7歩であるとの回答であった。また、盗む順番についても烏帽子、水干、ゴザオリが正しいとのことであった。

(3) 順番・タイミングに関する違い

「君の舞」に関する回答について述べる。腰掛けは演目の開始前に置くのが正しいとの回答であり、早川(1930)の記述は誤りとのことであった。守屋氏は、以前起きた出来事として、「君の舞」の開始前に若手の能衆が誤って腰掛けを幕屋に片付けてしまい、慌てて準備したこともあるというエピソードも語っていた。そのため、早川(1930)の見学した年がたまたま置くタイミングを間違えた年だったという可能性もあると考える。

(4) 記述などの違い

「しずめ」に関する回答について述べる。「しずめ」は西浦田楽の最後に行われる演目で、祭りで迎え奉った神々を元の本郷へ返すための演目である。境内に結界が張られ、定められた者以外は絶対にその結界内に立ち入ってはいけない等、西浦田楽の中で最も神聖であるとされている。

早川(1930)に「しずめ」に関する解説が書かれていないという点について、筆者はその神聖さゆえにかつては見学できない演目であった可能性を考えた。その可能性について守屋氏に尋ねたところ、見学不可だった可能性はあるとの回答であった。それに関連しそうなエピソードとして、昔は西浦田楽の見学を部外者に認めていなかったという話を守屋氏は語った。折口信夫が西浦田楽当日の昼間に別当家へ調査に訪れた際、別当から西浦田楽は部外者は見学できない旨を伝えられた。それを聞いた折口はその足で水窪の役場へ向かい、見学の許可証を発行してもらって別当家へ戻り、別当も見学を認めたという。具体的に何年の調査の際にこのような出来事があったかは不明であるが、早川の調査をきっかけに折口が西浦の地を訪れたことを踏まえると、早川の1928年の調査に同行した際の出来事であり、西浦田楽の見学は認められたものの、最後の「しずめ」だけは見学できなかった可能性があると考えられる。

4. 文献調査および聞き取り調査から見える課題点

今回の文献調査および聞き取り調査の結果から、以下の課題点について検討する必要があると考える。

【こまめな情報収集と蓄積が可能な仕組みの検討】

早川が最初に西浦へ調査に入った1928年頃はまだ守屋氏は生まれておらず、守屋氏の祖父や父親が能衆を務めていた頃であると思われる。聞き取り調査の質問事項の中には守屋氏にとって初耳という情報もあり、驚いた様子を見せることもあった。

このことから、口伝での継承では、約3世代(約90年)前の情報であっても、その情報の変化が時代によるものなのか、著者の記録ミスであるのか、その正誤の検証が困難となることがわかった。口伝で継承される情報を記録し保存するには、世代単位で記録するのでは不十分であり、せめて年単位でこまめに情報を記録していくのが望ましいと考える。そのためにも、西浦田楽の姿を年ごとに蓄積していける映像デジタルアーカイブの仕組みが必要であると言える。この年ごとに蓄積していける仕組みについては、西尾(2016)[10]が検討している祭りの変遷を記述する仕組みを参考にすればよいと考える。正確に「教え」を記録できた年をマスターデータとして、年ごとにマスターデータとの差分をRDF/XMLファイルに記述することで、情報の変化を俯瞰することも可能な形で「教え」を蓄積していけるだろう。西尾(2016)では祭り全体を対象として検討がされているため、西浦田楽の演目に関しても同様に記述できるようなメタデータを今後検討する。

【誤った情報に正確な情報を付与する仕組みの検討】

西浦田楽のような古来の形式や戒律を厳格に守り継いでいる民俗芸能においては、その姿を記録に残す際には情報を極めて正確に記録することが求められる。聞き取り調査時にも守屋氏からは「誤った情報を書いてほしくないの、少しでも不明な場合は不明と回答する」旨の発言があった。

デジタルアーカイブで文献にある情報を用いる場合は著作権的にその内容を改変せずに記載することが望ましい。しかし、文献の中には誤った情報もあるため、そのまま表記すると正確な情報を記録したことにはならないと考える。

そのため、文献に書かれた情報を用いる際には、その箇所が誤りであることを示すメタデータと、聞き取り調査によって得られた正しい情報のメタデータを付与する必要があるだろう。また、正しい情報の根拠として、能衆らへのインタビュー音声や動画をデジタルアーカイブに含め、リンクさせるのが有効であると考えられる。音声データや動画データへのリンクについては、現在画像データ以外への適用も検討が進められている IIIF (International Image Interoperability Framework)を用いることができれば、元の動画データ等を改変することなく注釈の追加や、そこから関連する他の演目、他の

民俗芸能データベースへのリンク等が可能になり、他の民俗学研究等においても有用と考える。

過去の文献の誤りだけでなく、現在の西浦田楽を記録していく上でも誤りが生じる可能性がある。たとえば、今回の調査の中で、「君の舞」で腰掛けを間違えて片付けてしまった旨の話があった。このようなミスも記録として残しておかなければ、他の研究者の調査結果との間に齟齬が生じる可能性がある。そのため、その年にあったミスとして演目に関連付けて記録することが、正確に民俗芸能の情報を記録していく上では必要であると考え。

5. まとめ

本研究では、国指定重要無形民俗文化財「西浦の田楽」を保存し継承を支援するため、別当および能衆が継承している「教え」の映像デジタルアーカイブを構築することを目指している。

本稿では、その手始めとして演目に着目し、演目映像デジタルアーカイブの構築を目指して文献調査を実施した。その結果、文献ごとに内容に差異が見られたため、現役能衆への聞き取り調査の実施を通してその正誤を明らかにした。また、文献調査と聞き取り調査を通して、こまめな情報収集と情報の蓄積が可能なデジタルアーカイブの仕組みが必要であること、誤った情報に対して正確な情報を付与して管理できる仕組みが必要であることがわかった。今後、演目映像デジタルアーカイブの詳細について検討を進めていく。

謝辞

聞き取り調査にご協力いただいた西浦田楽保存会の守屋治次氏に感謝の意を表す。

参考文献

- [1] 彦坂和里,杉山岳弘,“「西浦の田楽」で継承される「教え」の映像デジタルアーカイブの構想”,第23回公開シンポジウム「人文科学とデータベース」発表論文集,pp.3-8,2018.
- [2] 早川孝太郎,“西浦田楽に於ける翁詞章”,旅と伝説,第2巻,1号,1929.
- [3] 早川孝太郎,“西浦田楽”,早川孝太郎全集第2巻,未来社,pp.147-203,1972.
- [4] 折口信夫,“翁の発生”,折口信夫全集第2巻,中央公論新社,1975.
- [5] 吉川裕子,『西浦田楽の民俗文化論』,岩田書院,2012.
- [6] 新井恒易,“西浦の田楽—静岡県周智郡水窪町—”,伝統芸術講座第4巻民俗芸能,河出書房,pp.179-186,1954.
- [7] 山路興造,“遠州西浦の田楽—民俗芸能資料—”,民俗文化研究所紀要,1集,pp.5-101,1964.
- [8] 須藤功,『西浦のまつり』,未来社,1970.

- [9] 静岡県磐田郡水窪町郷土史研究民俗学編,『郷土能芸 西浦の田楽(無形文化財)』,水窪町教育委員会,1958.

- [10] 西尾美沙季,杉山岳弘,“無形民俗文化財「祭り」の保存と継承に必要な情報とその変遷をアーカイブ化するための記述方法の検討”,情報処理学会第78回全国大会,4ZB-05,2016.

表 5 文献間で差異が見られた内容および聞き取り調査の回答結果 (28 演目中 4 演目を抜粋)

種別	演目名	違い	参考文献	文献に記載の内容	回答
地能 2番	御子舞	早川 (1930) では腰に鈴を差すとあるが、山路 (1964) では手に持っている。	早川(1930)	前の庭ならしと同一服装のままで、ただ腰に鈴を差しているのが巫女を暗示していると言える。(以下略)	鈴を腰に差していた可能性は高いが、正誤不明である。鈴の扱いに関する決まりはない。 最初から右手に鈴を持つとあるが、最初から持つことはない。また、幕屋からではなく楽堂から出る。
			山路(1964)	上組能頭が刀を差し、白い上布を着て、右手に鈴、左手に扇を持って幕屋から舞庭に出てくる。(以下略)	
地能 16番	水口	山路 (1964) と吉川 (2012) で盗人役が近づく回数、盗む物の順番が異なる。	山路(1964)	(中略) 後には散米盗人として梅平地が控え、太鼓のゆくりした一打毎に近づき、七打目にわげ地に触れて小走りに退る。これを都合十二度繰り返すが、その間に上布を取る (六度目)、返す、烏帽子を取る (九度目)、再び冠せる等の事を行ない、十一度目に「今の禰官はさいはいをもつてきんじょう／＼ おれはこれをもつてきんじょう／＼」と叫ぶ、十二度目に御簾を取ってしまう。(以下略)	回数については奇数回となっているのが正しい。近づく際も7歩である。盗む順番は烏帽子、水干、ゴザオリの順である。
			吉川(2012)	(中略) 後から散米盗っ人の梅平地が揉み手で一步一步忍び寄る。足運びに合わせて太鼓が打たれる。戻る時は足早で太鼓も連打される。これを三回繰り返し、三度目に烏帽子を背後から盗り、一度退いて戻す。また忍び寄る。二回目で水干を奪う。水干も返して戻る。次は一度目でゴザオリを奪って終わる。(以下略)	
地能 27番	君の舞	早川 (1930) では腰掛けを出すタイミングを舞が一通り終わってからであるが、山路 (1964) では最初に腰掛けを置いている。	早川(1930)	(中略) 「かあちうちー ちらぶうちー」一渡りこれが終ると「ささら」役は楢口に退きならんで位置を占める。そこへ子供と称する二人が、それぞれ花笠を被り、手に扇を持って現われ、「ささら」の囃しにつれて舞いがある。一舞い終ると腰掛けを出し、それに二人が背中合せに腰掛け、開扇に顔を当てて、互いに寄り掛っている。(以下略)	腰掛けは演目の開始前に置く。
			山路(1964)	楽堂に平行して腰掛けを一つ置く。上布を着け花笠を冠った「君の舞の子」と称する別当と桃田地が、扇を手の平に挟んで持ち腰掛けを中に向い合う。別にスリササラを肩にした「君の囃し」が二人立ち、別当も楽堂の中央に腰かける。笛・太鼓・スリササラの楽で「チャチチチ・チラリラーウ」と別当が口拍子を取ると二人の舞い手はその場で一度まわり、次に逆まわりで場を入れかわる。これを二度すると二人は背中合せに腰掛けに腰をかける。(以下略)	
-	しずめ	山路 (1964) 、吉川 (2012) ではしずめに関する解説が書かれているが、早川 (1930) には書かれていない。	早川(1930)	しずめ面の解説はあってもしずめ自体の解説が書かれていない。	不明であるが、可能性としてはある。折口信夫が西浦田楽当日に調査に訪れた際に、別当が「部外者は見学できない」と折口に伝えたが、折口は諦めず役場で見学許可証を発行してもらい、見学したというエピソードがある。

